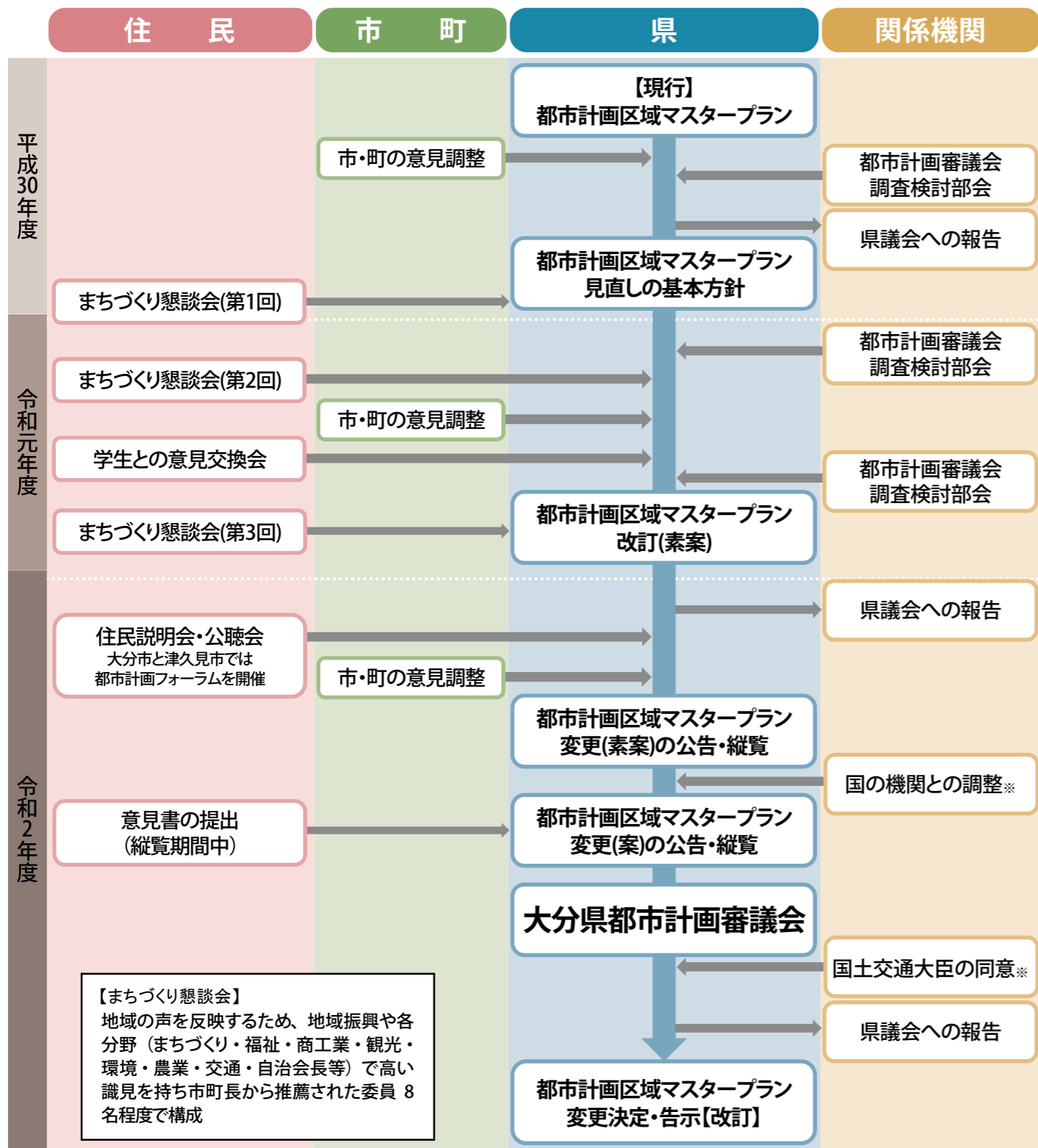


5 改訂までの手続きとスケジュール



※大分・別府が該当

【まちづくり懇談会】
地域の声を反映するため、地域振興や各分野（まちづくり・福祉・商工業・観光・環境・農業・交通・自治会長等）で高い識見を持ち市町長から推薦された委員 8名程度で構成

6 計画の管理と継続的改善

改訂した都市計画区域マスタープランは、法制度の改正、社会経済情勢の変化、住民の皆様の意向等を踏まえ適宜見直しを行います。また、県と市町、まちづくり懇談会で協働して計画内容の進捗管理を行い、状況を広く住民等へ公表しながら、計画内容の継続的な改善を進めていきます。

お問い合わせ
大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 都市計画班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 TEL 097-506-4659(直通) FAX 097-506-1778
E-mail : a17510@pref.oita.lg.jp ホームページ : https://www.pref.oita.jp/soshiki/17510/

【表紙デザイン】
▶学生にデザインを募集し、厳正な審査を経て、最優秀賞に選定された、立命館アジア太平洋大学の学生デザインを採用しました。

杵築

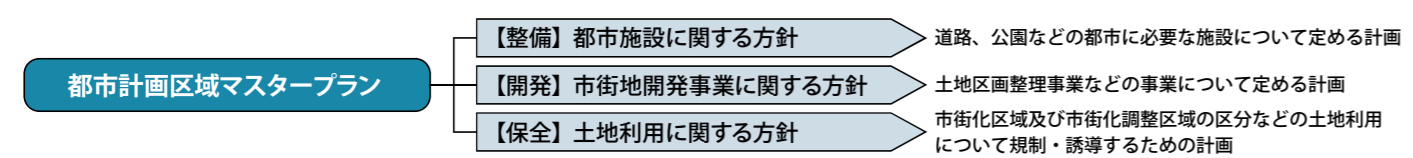
別府湾広域都市圏

都市計画区域マスタープラン

改訂
概要版

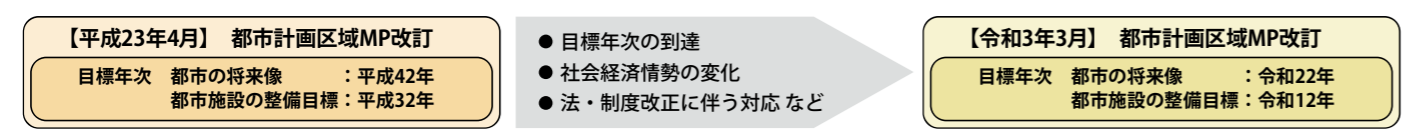
1 都市計画区域マスタープランの改訂

都市計画区域マスタープランとは、長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針について定めるものです。

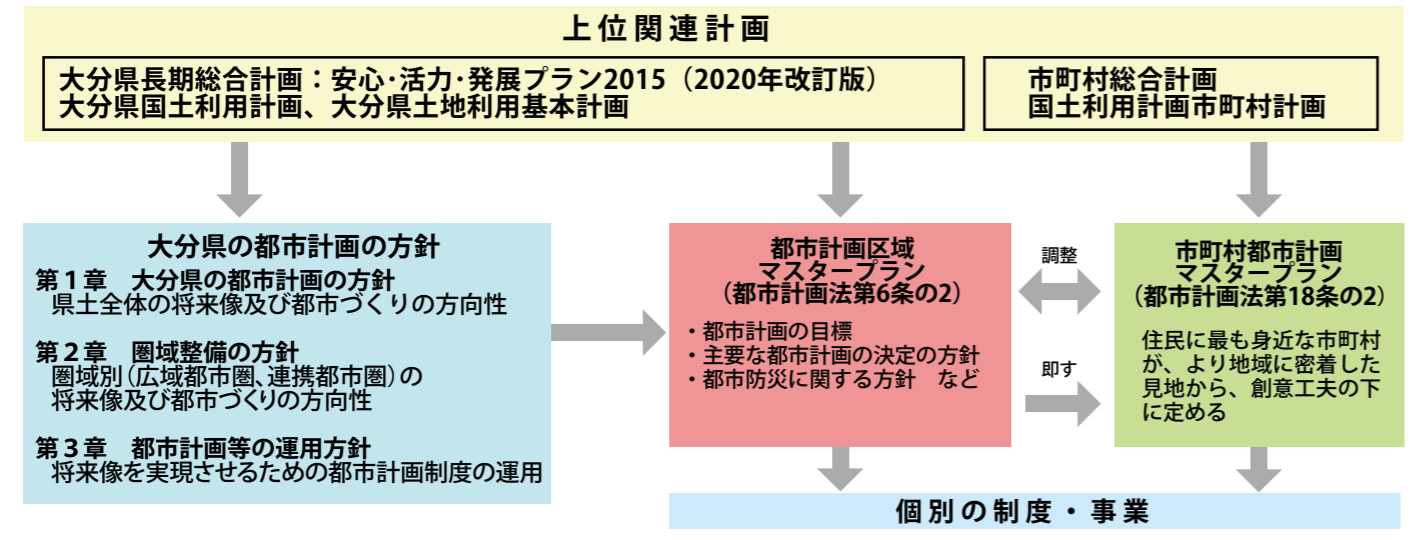


大分県では、平成16年4月に都市計画区域マスタープランを策定し、都市施設の整備目標年次の到達、市町村合併等による変化を背景に、すべての都市計画区域マスタープランを見直し平成23年3月に改訂しました。その後、おおよそ10年後の目標年次に到達したことを受け、社会経済情勢の変化や新たな法・制度改正に伴って、令和3年3月に改訂しました。

今回の区域マスタープランは、令和2年を基準年として「都市の将来像」に関する目標年次を概ね20年後の令和22年、「都市施設の整備目標」等に関する目標年次を概ね10年後の令和12年としています。



2 都市計画区域マスタープランの位置付けと役割



3 本県の目指すべき将来の都市像

基本方向1 都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり 【都市構造】

- ▶都市機能等を中心部や生活拠点に集約し、市街地の拡大を抑制するとともに、誰もが必要なサービスを身近に享受することができる都市構造の実現を図ります。
- ▶拠点間や拠点と居住地域間において、公共交通の確保・維持や新たな交通システムの導入等により、快適に移動できる都市づくりを目指します。
- ▶集約化を図るべき地域では土地利用の高度化などを図るとともに、集約化する地域の外側では公共サービスのあり方、農地や自然環境の保全・再生を検討します。
- ▶すでに市街地を形成している地域においては、官・民が保有する様々な既存ストックの総合的な有効活用を図り、より効果的・効率的な都市づくりを進めます。

基本方向2 地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり 【地方創生】

- ▶既存企業の事業拡大や新規成長産業分野の企業の進出を支援するため、企業ニーズに的確に対応できる立地環境の整備を促進します。
- ▶観光地間のネットワーク強化や二次交通の整備による受入体制の整備促進など、観光客をもてなす都市づくりを促進します。
- ▶地域の個性や固有の魅力の向上を図り、活力と魅力にあふれ、暮らす人にも訪れる人にも快適な都市づくりを進めます。
- ▶県や市町がそれぞれの役割分担のもとで連携・協調して、地域活力や地域間競争力の向上を目指した都市づくりを進めます。

基本方向3 安全で安心して暮らせる都市づくり 【安全安心】

- ▶災害リスクを考慮した土地利用のあり方の検討や、交通・ライフライン等の代替性の確保など、総合的な災害対策と都市防災機能の強化を図ります。
- ▶様々な防災情報を整理し、ハード・ソフト双方の災害対策に反映させるとともに、事前復興等の取組にも活用します。
- ▶バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進めることなどにより、すべてのひとが安心・安全に住める都市づくりを進めます。

基本方向4 歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、自然環境と共生する魅力ある都市づくり 【環境】

- ▶地域特有の歴史・文化資源等を保全するとともに、景観形成や都市空間等の創出を図り、美しい県土を次世代に継承する都市づくりを進めます。
- ▶グリーンインフラの取組などを進めるとともに、自然景観を活かした市街地を形成するなど、自然と共生した都市づくりを推進します。

基本方向5 私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり 【地域主体】

- ▶多様な主体が協働を推進しながら、民間主体のエリアマネジメント等を活用し、地域が自ら運営・調整・管理できる都市づくりを目指します。

《将来都市づくりのテーマ》
『地域の豊かな個性を繋ぎ、自然と都市の幸が湧き出る、おんせん県おおいたの都市づくり』



4 杵築都市建設計画区域マスタープランの概要

都市づくりの基本理念

良好な歴史遺産や海岸線などの自然環境を活かし特色とゆとりある生活都市の形成を目指します。

基本方向1 都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり 【都市構造】

コンパクト・プラス・ネットワーク

- 中心市街地である杵築地区及び公共交通の結節点である八坂地区を中心拠点とします。
- 持続可能な都市づくりに向けて、中心拠点へ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の集約化を促し、郊外部への市街地の拡大抑制を基本に、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指します。

公共交通

- 杵築駅と中心部を結ぶ道路網の整備を図るとともに、駅周辺の拠点性の強化を図ります。
- バスについては、路線バス及びコミュニティバスなどの確保・維持に努めるとともに、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通の利用促進を図ります。
- 情報通信技術を活用した交通マネジメントなどの新たな交通システムの導入について、検討を進めます。



中心拠点となる杵築地区周辺

道路

- 特に優先的に整備、事業化をする路線は、2路線あります。(宗近魚町線、三川据場線)
- 長期間整備が進められていない錦城下司線については、特に優先的に計画の見直しを検討します。

土地利用

- 杵築駅周辺は杵築市にふさわしい都市機能の集積を図るため、用途地域の指定を検討します。
- 杵築駅と中心市街地を一体の市街地としてつなぐため、主要地方道大田杵築線(3・4・7田平北浜線)と県道藤原杵築線(3・4・7田平北浜線)の沿道及び杵築インターチェンジ周辺に用途地域の指定を検討します。
- 杵築地区や八坂地区などの拠点周辺では、土地利用の高度化や既存ストックの有効活用を図り、公共施設等の集約及び立地促進に努めます。また、空き家などの多様な活用を推進します。

基本方向2 地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり 【地方創生】

観光振興・インバウンド対応

- 杵築城周辺から伝統的建造物群保存地区に指定された「北台・南台地区」、杵築市役所周辺に至る一帯を観光・交流拠点とし、歴史的な町並みを保全しつつ、観光資源の掘り起こしや賑わい創出を図ります。



観光拠点となる北台・南台の城下町地区

企業誘致・産業振興

- 杵築インターチェンジ周辺や原南工業団地周辺を産業機能集積拠点とします。
- 産業機能集積拠点では、ハイテク産業を中心とした工業生産性の向上を図ります。

市街地開発

- 農地や未利用地が所在し、用途地域内において都市基盤が不十分で未利用地が所在している地区については、居住を誘導するに相応しい地域であれば、計画的に良好な居住環境の維持・形成のための手法を検討します。

基本方向3 安全で安心して暮らせる都市づくり 【安全安心】

防災

- 八坂川、高山川は特に優先的に整備を進め、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図ります。
- 緊急輸送道路など災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進します。
- 土砂災害や市街地の沿岸部における津波などの災害リスクの高い地域においては、ハード・ソフト両面の対応と併せて、都市機能や居住等、各種施設の立地の抑制も検討し、適切な土地利用を図りつつ都市の防災性向上に努めます。



防災訓練による地域防災力の向上

バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- 住宅地の幹線道路などでは、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備などに努めます。

基本方向4 歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、自然環境と共生する魅力ある都市づくり 【環境】

景観・自然環境

- 奈多、狩宿などの海岸線は良好な景観を有しており、これらを保全・活用します。
- 北台、南台地区は重要伝統的建造物群保存地区に指定されており、観光資源として、これらを保全・活用します。
- 市街地内の貴重な樹林地である南杵築地区の社寺林は、特別緑地保全地区への指定を検討し、その持続性を図ります。また、国東半島県立自然公園に指定されている良好な海岸線などについては、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努めます。

公園

- 長期間整備が進められていない奈多公園、住吉公園については、特に優先的に計画の見直しを行います。
- 公募設置管理制度(Park-PFI)の活用等により、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりについて検討します。



重要伝統的建造物群保存地区の北台・南台のまちなみ

農地

- 杵築や南杵築等の市街地では、宅地と農地が混在しているため、田園集落的な住環境を形成する地区においては、田園住居地域の指定や用途地域の変更などを検討します。
- 市街地内の農地は、景観・環境・交流等の機能を持つ身近な緑地として、必要に応じて保全に努めます。

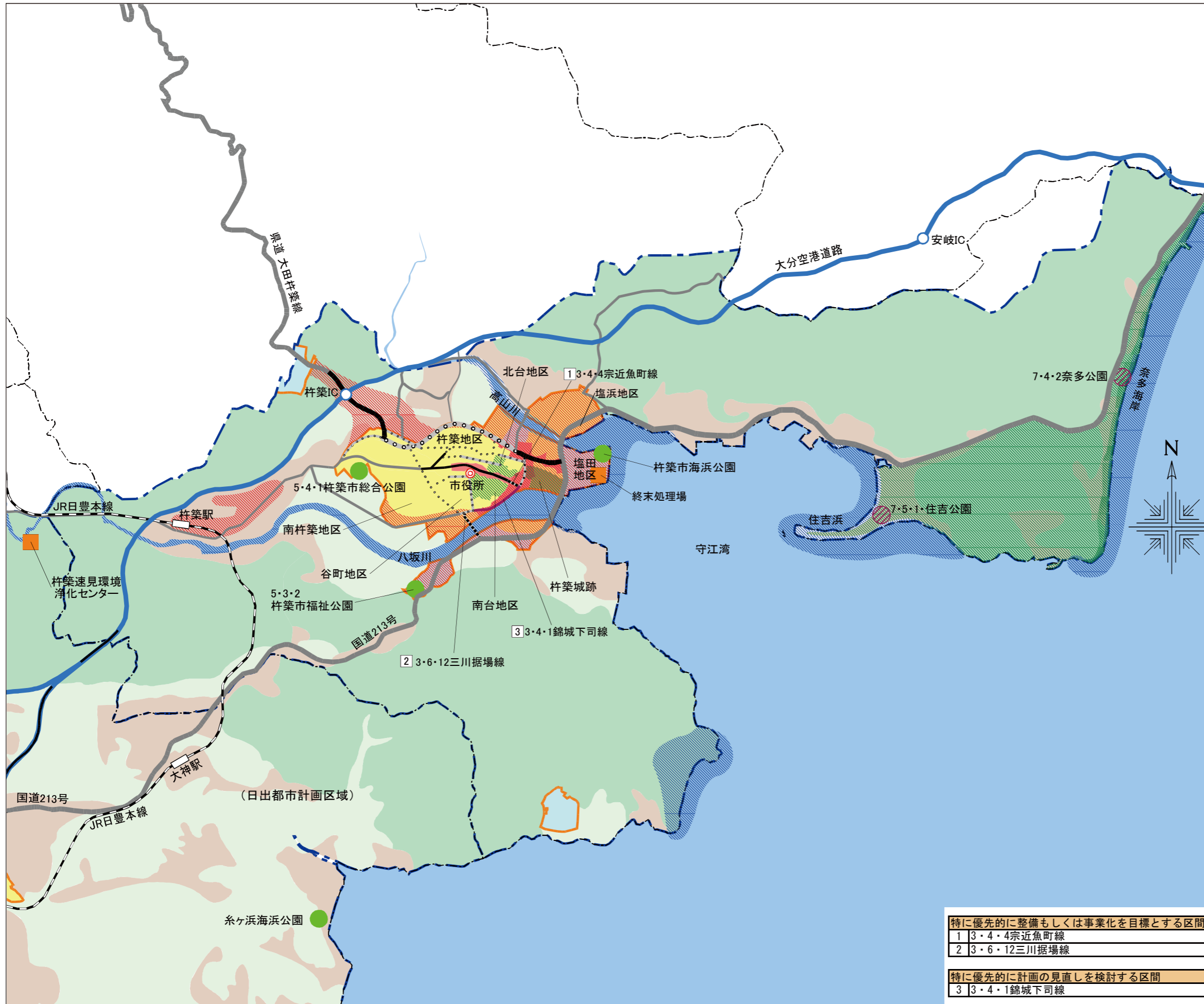
基本方向5 私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり 【地域主体】

官民連携のまちづくり

- 計画内容とその進捗状況については、県・市・住民による「都市(まち)づくり懇談会」等において定期的に意見交換を行い、継続的に計画内容を改善していきます。
- 行政主体のまちづくりからの転換を図り、様々な主体が主役となり、自分達の地域の資源を活用し、地域の価値を高めるエリアマネジメントを推進します。



地域が主体的に実施するまちづくりワークショップ



□ 杵築都市計画区域
整備、開発及び保全の方針付図

- 行政界
- 都市計画区域
- 用途地域
- 主な交通施設
 - 幹線道路
 - 幹線分類(太さで区分)
 - 主要幹線
 - 都市幹線
 - 整備状況
 - 整備済
 - 特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間
 - 計画路線
 - 特に優先的に計画内容の見直しを検討する区間
 - その他の主な幹線道路
 - 地域高規格道路整備済み区間
 - 鉄道
 - 都市的土地利用
 - 住居系
 - 商業系
 - 工業系
 - 用途の変更等を検討する地域
 - その他の土地利用
 - 生活環境整備・保全地域
 - 保全する農地
 - 保全する山地
 - 自然・風致・歴史的資源等を保全する地域
 - 水辺環境を保全する地域
 - 主な公園
 - 整備済
 - 特に優先的に計画の見直しを検討するもの
 - その他の都市施設
 - 整備済
 - 主な河川

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間	
1	3・4・4宗近魚町線
2	3・6・12三川据場線
特に優先的に計画の見直しを検討する区間	
3	3・4・1錦城下司線

500m 0 500 1000 1500

※道路は原則として幅員8m以上の幹線道路で、表中の()内は道路法上の路線名を標示している。公園は原則として総合公園、運動公園など都市基幹公園を標示している。